四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生のための交付金の活用（三の五③）

○内閣府告示第百七十六号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第一項の規定に基づき、平成二十二年内閣府告示第二百六十九号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十三年三月二十五日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十三年四月二十七日

内閣総理大臣　菅　**直人**

一　地域再生計画の作成主体の名称　長野県及び岡谷市

二　地域再生計画の名称　「安全で安心なたくましいまち　岡谷」

三　地域再生計画の区域の範囲　岡谷市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生のための交付金の活用（三の五③）

○内閣府告示第百七十七号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第一項の規定に基づき、平成二十二年内閣府告示第百十二号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十三年三月二十五日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十三年四月二十七日

内閣総理大臣　菅　**直人**

一　地域再生計画の作成主体の名称　長野県及び佐久市並びに長野県南佐久郡小海町及び佐久穂町

二　地域再生計画の名称　次代に引き継ぐ自然を生かした交流人口創出のみち整備計画

三　地域再生計画の区域の範囲　佐久市並びに長野県南佐久郡小海町及び佐久穂町の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生のための交付金の活用（三の五③）

○内閣府告示第百七十八号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第一項の規定に基づき、平成十九年内閣府告示第三百二十八号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十三年三月二十五日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十三年四月二十七日

内閣総理大臣　菅　**直人**

一　地域再生計画の作成主体の名称　長野県及び長野県下伊那郡泰阜村

二　地域再生計画の名称　風水薫るときめきの郷〈人も自然も守って山里の文化が栄える泰阜村づくり計画〉

三　地域再生計画の区域の範囲　長野県下伊那郡泰阜村の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生のための交付金の活用（三の五③）

○内閣府告示第百七十九号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第一項の規定に基づき、平成十九年内閣府告示第三百三十号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十三年三月二十五日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十三年四月二十七日

内閣総理大臣　菅　**直人**

一　地域再生計画の作成主体の名称　長野県及び長野県東筑摩郡筑北村

二　地域再生計画の名称　〝小さくてもキラリと光る〟村づくり計画

三　地域再生計画の区域の範囲　長野県東筑摩郡筑北村の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生のための交付金の活用（三の五③）

○内閣府告示第百八十号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第一項の規定に基づき、平成二十二年内閣府告示第百二十一号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十三年三月二十五日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十三年四月二十七日

内閣総理大臣　菅　**直人**

一　地域再生計画の作成主体の名称　岐阜県及び岐阜県揖斐郡揖斐川町

二　地域再生計画の名称　人と自然がふれあいともに輝く元気なまちづくり計画

三　地域再生計画の区域の範囲　岐阜県揖斐郡揖斐川町の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生のための交付金の活用（三の五③）

○内閣府告示第百八十一号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第一項の規定に基づき、平成二十二年内閣府告示第百三十一号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十三年三月二十五日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十三年四月二十七日

内閣総理大臣　菅　**直人**

一　地域再生計画の作成主体の名称　愛知県、豊田市及びみよし市

二　地域再生計画の名称　「おいでん」とよた「いいじゃん」みよしまちづくり計画

三　地域再生計画の区域の範囲　豊田市及びみよし市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生のための交付金の活用（三の五③）

○内閣府告示第百八十二号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第一項の規定に基づき、平成二十二年内閣府告示第百三十九号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十三年三月二十五日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十三年四月二十七日

内閣総理大臣　菅　**直人**

一　地域再生計画の作成主体の名称　三重県、津市及び松阪市

二　地域再生計画の名称　新「みえの地物が一番！」地産地消運動による地域活力向上計画

三　地域再生計画の区域の範囲　津市及び松阪市並びに三重県多気郡多気町、明和町及び大台町、度会郡度会町、大紀町及び南伊勢町並びに北牟婁郡紀北町の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生のための交付金の活用（三の五③）

○内閣府告示第百八十三号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第一項の規定に基づき、平成二十二年内閣府告示第百三十八号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十三年三月二十五日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十三年四月二十七日

内閣総理大臣　菅　**直人**

一　地域再生計画の作成主体の名称　三重県及び津市

二　地域再生計画の名称　「歴史・文化が息づく活力あふれる自然ゆたかな地域づくり計画」

三　地域再生計画の区域の範囲　津市の区域の一部（美杉地域及び一志地域）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生のための交付金の活用（三の五③）

○内閣府告示第百八十四号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第一項の規定に基づき、平成二十年内閣府告示第百六十八号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十三年三月二十五日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十三年四月二十七日

内閣総理大臣　菅　**直人**

一　地域再生計画の作成主体の名称　三重県及び伊賀市

二　地域再生計画の名称　伊賀コリドールの整備による、伊賀の魅力倍増化計画

三　地域再生計画の区域の範囲　名張市及び伊賀市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生のための交付金の活用（三の五③）